

1 個人所得課税

1 所得税・個人住民税の定額減税(大綱 P.26~30)

(1) 特別控除の額

納税者(合計所得金額1,805万円超(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当)の高額所得者については対象外とされます。)及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととされます。

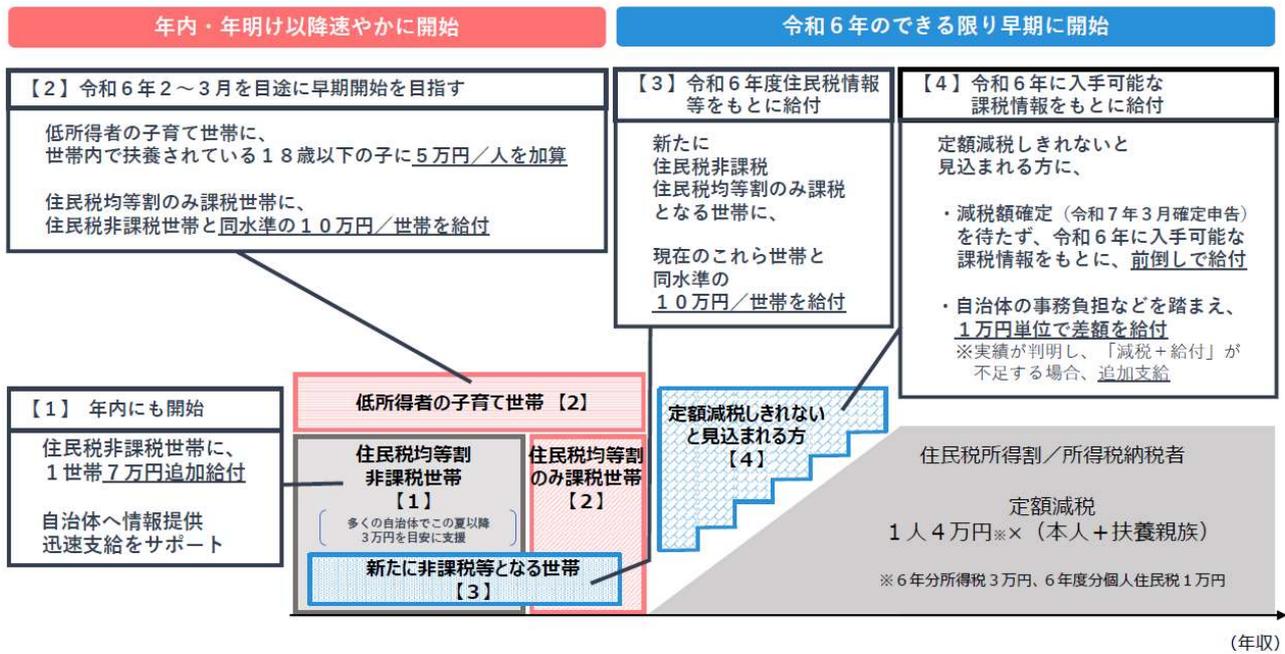
特別控除の額(次の金額の合計額)	
所得税	本人：3万円 同一生計配偶者又は扶養親族(居住者に限ります)：1人につき3万円
個人住民税	本人：1万円 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除きます)：1人につき1万円 ※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除きます。)については、令和7年度分の所得割の額から、1万円が控除されます。

(注)特別控除の額は、その者の所得税額・所得割額が限度とされます。

(2) 特別控除の実施方法

特別控除の実施方法は、次によります。

	所得税	個人住民税
給与所得者	令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等(賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限ります。)につき源泉徴収をされるべき所得税の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。 (控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中の源泉徴収税額から順次控除)	特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収することとされます。
年金所得者	令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。)につき源泉徴収をされるべき所得税の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。 (控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中の源泉徴収税額から順次控除)	令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。 (控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中の特別徴収税額から順次控除)
事業所得者	令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る特別控除の額に相当する金額を控除されます。 (控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額(11月)から控除)	令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。 (控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除)



(出典：経済産業省 説明資料)

<参考> 低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

(出典：内閣府ホームページ)

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の一連の給付を実施する。

(1) 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯(以下「住民税非課税世帯」という。)以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(以下「均等割のみ課税世帯」という。)に対し、1世帯当たり10万円を支給する。

(2) こども加算

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

(3) 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円を支給する。対象となる児童がいる場合には、上記(2)に準じた加算を行う。

(4) 調整給付

納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付する。

(5) 執行

- ・上記(1)及び(2)の給付については、地方公共団体の事務処理等を踏まえつつ、令和6年以降可能な限り速やかに支給を行うことを目指す。
- ・上記(3)及び(4)の給付については、令和6年に入手可能な情報を基に支給を行っていくこととしつつ、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手など、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。
- ・重点支援地方交付金の仕組みを活用し、上記の標準事業を行う地方公共団体に対して、これに必要な給付費及び事務費を交付する。なお、簡素迅速な給付がなされるよう、関係機関と連携して、給付を支援するサービス等の開発・導入支援を国主導で行い、地方公共団体におけるデジタル技術を積極的に活用した取組みを促す。あわせて、国民への丁寧な説明・周知広報を行う。

2 子育て支援に関する政策税制(大綱 P.36~38)

(1)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

①個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者(以下「子育て特例対象個人」といいます。)が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得(以下「認定住宅等の新築等」といいます。)をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとされます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円※
省エネ基準適合住宅	4,000万円※

※東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の借入限度額は、5,000万円となります。

②認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとされます。

③その他所要の措置が講じられます。

(注1)「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。以下同じです。

(注2)「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいいます。

(注3)上記①及び②について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされます。

		<入居年>			
		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
控除率：0.7%					
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円 与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		
		その他の住宅	2,000万円		
控除期間		13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)			
所得要件		2,000万円			
床面積要件		50㎡(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認:40㎡【今回改正内容】(所得要件:1,000万円))			

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

(出典：国土交通省 説明資料)

(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとされます。

(注1)上記の「一定の子育て対応改修工事」とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限ります。)であって、その工事に係る標準的な工事費用相当額(補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額)が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

(注2)上記の「標準的な工事費用相当額」とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該子育て対応改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額をいいます。

(注3)上記の税額控除は、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用しません。

(注4)その他の要件等は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とされます。

3 土地・住宅税制(大綱 P.38~40)

①特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用期限が3年(令和8年12月31日まで)延長されます。

②特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限が2年(令和7年12月31日まで)延長されます。

③居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、所要の経過措置を講じた上、本特例の適用を受けようとする個人が買換え資産の住宅借入金等に係る債権者に対して住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書の提出をしている場合には、住宅借入金等の残高証明書の確定申告書等への添付を不要とし、適用期限が2年(令和7年12月31日まで)延長されます。

適用期日等：令和6年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用されます。

④特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年(令和7年12月31日まで)延長されます。

⑤既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限が2年(令和7年12月31日まで)延長されます。

⑥既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、本税額控除の適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下(現行：3,000万円以下)に引き下げるなどの措置を講じた上、その適用期限が2年(令和7年12月31日まで)延長されます。

⑦認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下(現行：3,000万円以下)に引き下げた上、その適用期限が2年(令和7年12月31日まで)延長されます。

4 租税特別措置等(大綱 P.40~42)

①山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限が2年(令和8年12月31日まで)延長されます。

②政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限が5年(令和11年12月31日まで)延長されます。